

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正について

このことについて、別添案を添えて請議します。

令和 4 年 3 月 2 3 日提出

教育長 長 谷 川 洋

説 明

この案を提出するのは、愛知県総合教育センター農業教育共同実習所に新たな職を設置することに伴い、規定を整備する必要があるからである。

## 学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正の概要

### 1 改正の理由

令和4年4月1日付け人事異動に伴い、愛知県総合教育センター農業教育共同実習所に課長補佐級の職の設置が新たに必要となったため。

### 2 改正の内容

第四条の表中

総合教育センター	研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
----------	--------	------	--

を

総合教育センター	研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。
所	所長補佐	事務職員	農業教育共同実習所長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。

に改める。

### 3 施行期日

令和4年4月1日

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和四十五年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

総合教育センター	研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。	を
----------	--------	------	--	---

総合教育センター	研究指導主事	事務職員	上司の命を受け、教育に関する研究及び教職員の研修指導に関する事務を処理する。	に改める。
所	所長補佐	事務職員	農業教育共同実習所長を補佐し、及び上司が命ずる事務を処理する。	

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正新旧対照表

新

(職及びその職務)

第四条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職は、それぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもつて充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

組織	職名	職員の種類	職務
総合教育センター 事まで 略	総合教育センター 所長から総合教育センター 副主任研究指導主 事まで 略	研究指導 事務職員	上司の命を受け、教育に 関する研究及び教職員の 研修指導に関する事務を 処理する。 農業教育共同実習所長を 補佐し、及び上司が命ず る事務を処理する。
総合教育センターの課、室及び所	主査以下	略	

旧

(職及びその職務)

第四条 同上

組織	職名	職員の種類	職務
同上	同上	研究指導 事務職員	上司の命を受け、教育に 関する研究及び教職員の 研修指導に関する事務を 処理する。
同上			